令和　　年　　月　　日

東京都知事　殿

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 貸与番号 |  |  |  |  |  |  |  |

氏　　名

住　　所

電　　話

一定の条件を満たしたことによる月賦額の特例に係る届出

私は、下記のとおり、東京都看護師等修学資金貸与事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第６条第１項第３号に規定する要件を満たすため、修学資金返還予定明細書（別記第21号様式（裏））記載の返還方法、金額、返還回数にかかわらず、返還届（別記第15号様式）に記載のとおり届け出ます。

なお、要綱第６条第1項第４号の規定により、同条同項第３号の要件を満たさなくなったときは、修学資金返還予定明細書に記載した返還方法及び金額により返還します。

記

１　貸与総額（　　　　　　　　　　　円）÷月賦額（５０，０００円）　＝　　　か月

２　猶予されない返還債務（　　　　　　　　　　円）÷２５，０００円　＝　　　か月

３　２で算出した期間が、１で算出した期間を超えていない。

**東京都看護師等修学資金貸与事務取扱要綱（抜粋）**

（返還及び返還方法（条例第１１条関係））

第６条　返還期間及び月賦額は、以下の各号に定めるとおりとする。

(１)　返還期間は、貸与総額を月賦額で除して得た期間とする。ただし、条例及び規則で定める期間を超えないものとする。

(２)　月賦額は、次のアからエまでに掲げる修学資金の貸与金額に応じ、当該アからエまでに定める額とする。ただし、修学資金の貸与を受けた者が、当該アからエまでに定める額以上の月賦額を希望する場合は、この限りではない。

ア　月額２５，０００円　２５，０００円

イ　月額５０，０００円　５０，０００円

ウ　月額７５，０００円　５０，０００円

エ　月額１００，０００円　５０，０００円

(３)　前号にかかわらず、返還債務のうち猶予される返還債務と猶予されない返還債務がある場合、猶予されない返還債務を２５，０００円で除して得た期間が、貸与総額を月賦額で除して得た期間を超えないときは、猶予されない返還債務の月賦額を２５，０００円とすることができる。

(４)　履行猶予の額に変更があったとき又は履行猶予が終了したときは、返還期間及び返還債務の額を再度、算定するものとする。